

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

一

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防 災 課)

一

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出 納 管 理 課)

二

### 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 委 員 会)

二

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(同)

二

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

(同)

三

### 訓 令

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)

三

号外 (二) 平成二十九年 一月三十一日

## 規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表農業担い手サミット推進事務局の項及び同条第二項の表農業担い手サミット推進事務局の項を削る。

第二十条第一項の表一の項中、「農業担い手サミット推進事務局にあつては事務局長」及び「(農業担い手サミット推進事務局にあつては事務局次長)」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

### 附 則

この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二農政部の部農業担い手サミット推進班の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一上欄中「農業担い手サミット推進事務局」を削り、同表農業担い手サミット推進事務局の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月三十一日

岐阜県人事委員会  
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁次長の欄中「農業担い手サミット推進事務局長」を削り、同項本庁課長の欄中「農業担い手サミット推進事務局次長」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月三十一日

岐阜県人事委員会  
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中「農業担い手サミット推進事務局長」及び「農業担い手サミット推進事務局次長」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月三十一日

岐阜県人事委員会  
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中、「農業担い手サミット推進事務局長」及び「農業担い手サミット推進事務局次長」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年一月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事の部本庁の項六級の欄中、「農業担い手サミット推進事務局次長」を削り、同項八級の欄中、「農業担い手サミット推進事務局長」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年一月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一農業担い手サミット推進事務局の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年二月一日から施行する。

